

# 青色申告

蒲田会報

No. 781

令和2年  
6月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

## 新型コロナウイルスの給付金・助成金等

新型コロナウイルス感染症の影響により支給される給付金等について、会員の方に関係のある給付金等とお問い合わせ先を掲載しますので、ご質問等のある方は、それぞれのコールセンター等にお問い合わせください。

### ・特別定額給付金（総務省）

令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者が給付対象者となり、給付対象者1人につき10万円が支給されるものです。

所得税、消費税とも非課税扱いとなります。

コールセンター：03-9638-5855

### ・持続化給付金（経済産業省）

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、個人事業者は100万円を上限に給付されるものです。

所得税は収入に該当しますので、「雑収入」に計上してください。消費税は不課税となります。

コールセンター：0120-115-570 又はIP電話専用回線03-6831-0613

### ・雇用調整助成金（厚生労働省）

従業員の雇用維持が図れるよう、解雇等を行わず雇用を維持する事業者に対し助成金が支給されます。

所得税は収入に該当しますので、「雑収入」に計上してください。消費税は不課税となります。

コールセンター：0120-60-3999 又はハローワーク

### ・民間金融機関での実質無利子・無担保融資

売上減少の要件を満たし、所定の保証の認定を受けている事業者に対し、3,000万円を上限に、保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間の補助が受けられます。

融資＝借入金は、貸借対照表を記帳している方以外は、借入金の受入れも返済も記帳義務はありません。

### ・東京都感染拡大防止協力金

東京都の依頼に応じ、施設の使用停止や営業時間の短縮へ全面的に協力する事業者に対し、「協力金」が支給されます。

所得税は収入に該当しますので、「雑収入」に計上してください。消費税は不課税となります。

相談センター：03-5388-0567

### ・東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

STAY HOME週間において、自主的に休業した理美容事業者に対し、「給付金」が支給されます。

所得税は収入に該当しますので、「雑収入」に計上してください。消費税は不課税となります。

相談センター：03-5388-0567

※なお、当会は「東京都感染拡大防止協力金」・「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」の申請書類の確認を行う専門家となっておりますので、専門家による確認を希望の方は、事務局までお問い合わせください。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

源泉所得税の納期の特例を適用されている会員の方は、

## 1月から6月分の源泉税納付をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では6月29日(月)から7月10日(金)までの間(土・日を除く)、源泉関係の指導会を開催いたしますので、必要書類をお持ちの上ご来局ください。

なお、源泉所得税の納期の特例を適用されている方の1月から6月分の源泉所得税の納付期限は「7月10日(金)」です。1日でも納付が遅れますと、延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、領収済通知書(納付書)を税務署へ提出しなければなりませんのでご注意ください。

源泉徴収義務者の方は、給与その他源泉徴収をすべき所得を支払う際にその所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、その法定納期期限までに、これを納付することになります。

復興特別所得税は、平成25年から令和19年(西暦2037年に相当する)までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算し、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税を併せて徴収します。

また、平成30年分から、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直しされているので、ご注意ください。①合計所得金額が1,000万円を超える居住者については配偶者控除の適用はできない②配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下に変更された等となります。

**納期限は7月10日(金)、ですが新型コロナウイルス感染拡大の影響により、申請により延長出来ます。**

### 【必要書類】

① 領収済通知書(納付書) ※税務署より送付されたものをご使用ください。

② 令和元年7月～12月分の領収済通知書(納付書)の控え

③ 令和2年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

※支給月日、総支給金額、算出税額を事前にご記入してください。

④ 令和2年分給与所得者の扶養控除(異動)申告書

※平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まりました。市区町村に提出する給与支払報告書(個人別明細書)には、事業主の個人番号とともに、給与の支払を受ける者とその控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となりますので、必ず、従業員、青色事業専従者から提出してもらってください。

領収済通知書(納付書)や年末調整のしかたと同封されていた下記の書類は、平成29年より配布されておきませんので、源泉所得税の指導を受ける前に、事務局か、税務署や国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にて入手してください。

◇ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

◇ 「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

## 2020年度 税務職員募集

*Pride of the Specialist* ~ 公平な世の中を創る、志 ~  
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
- 1 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
  - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
- 1 申込方法  
インターネット申込み  
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。  
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
  - 2 受付期間  
令和2年6月22日(月)9時から令和2年7月1日(水)まで [受信有効]
  - 3 受験案内交付期間  
令和2年5月8日(金)から令和2年7月1日(水)まで  
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
  - 4 受験案内交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)  
○人事院ホームページからもダウンロードすることができます。  
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試験日
- 第1次試験 令和2年9月6日(日)  
第2次試験 令和2年10月14日(水)から令和2年10月23日(金)までのうち指定された日時
- 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係 (TEL 03(3542)2111 内線2162) までお尋ねください。

### 青色共済へのご加入をご検討ください!!!

青色共済は、疾病等による死亡・入院が発生したとき等にお見舞金が給付される、会員相互の助け合い制度です。85歳6ヶ月まで継続加入ができ、傘寿金の給付を受けて自動脱退となります。

蒲田会で加入されている方に対する令和元年度のお支払は、3,427,250円で、「青色共済に加入していてよかった」との声をいただいております。入院等の請求手続きは簡便ですので、是非、ご加入の検討をお願いします。

青色共済会費は、月額1人1,000円。便利な口座振替をご利用いただけます。

また、青色共済加入者は、健康診断「青色ドック」の標準検査を特別料金で受診できます。

新規のご加入資格は、加入時現在、健康で正常に業務に従事している昭和29年11月2日～平成17年11月1日までに生まれた青色申告会員、専従者、従業員の方です。

【当会の役員はボランティアで活動しております】

# 都税だより

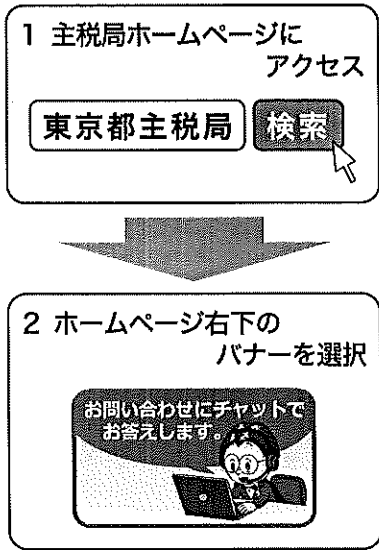
☆6月は、固定資産税・都市計画税  
第1期分の納期です(23区内)

令和2年度の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(月)に発送します。お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、6月30日(火)までに納めてください。クレジットカードやスマートフォン決済アプリでも納付できます。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

☆令和2年4月からAIチャットボットによる都税お問い合わせサービスを開始しました

東京都主税局では令和2年4月から、AIチャットボットを利用した都税お問い合わせサービスを開始しました。24時間365日、パソコンやスマートフォンから、都税に関するお問い合わせができます。主税局ホームページより利用可能ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

## <利用方法>



☆新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対する徴収猶予の制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により都税の納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳細は、所管の都税事務所徴収課又は支庁総務課にご相談ください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

## 事務局より

◎夏季軽装の実施について

地球温暖化対策、消費電力削減等の推進のため、5月1日より役職員の夏季軽装(ノーネクタイ・ノー上着)ならびに事務局内の冷房の適温化(室温28度を目安に設定する)を実施しております。事務局にお越しの際は、取り組みへのご理解のほど、よろしくお願いたします。

◎会費の口座振替をご利用の方へ

5月25日(月)に令和2年4月〜9月分(12,000円)の会費が指定口座から引落しされた方は、忘れずに租税公課等で経費計上してください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため、「領収書」は発行いたしません。

青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

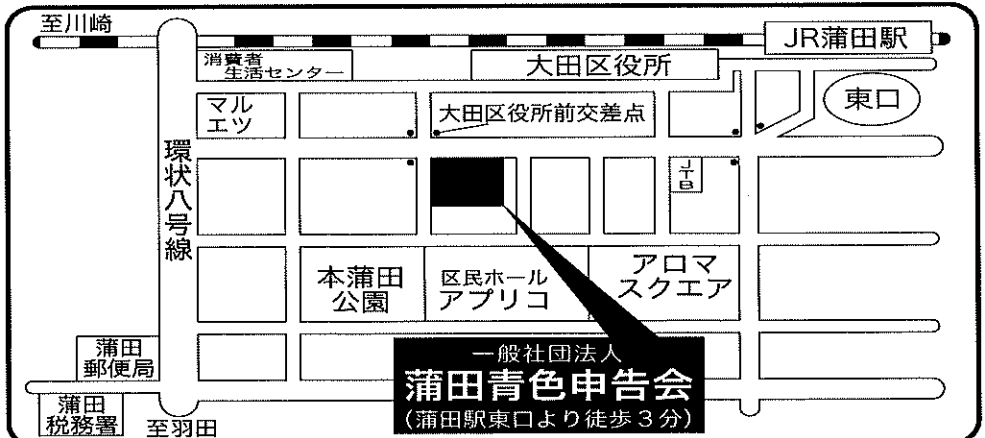
6月23日(火)に令和2年8月〜10月分が引落しされます。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

# 一般社団法人 蒲田青色申告会

入会金 2,000円  
会費 年額24,000円  
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



## 五月 事業報告

- 一 二日 財務委員会 事務局
- 一 二日 監査会 事務局
- 一 五日 執行部会 事務局
- 一 五日 理事会 事務局